## 社会福祉法人小渦会 顧問報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小渦会(以下「当法人」という。) 定款第23条第4 項の規定に基づき、顧問の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

- 第2条 顧問には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。
  - (1)報酬については、別表に定める額
  - (2) 理事会及び評議員会等に出席した場合の旅費については、旅費支給規程に基づいて 「役員等」として算出された額

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、理事会の承認を受けて行う。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表

区 分	報酬の額
評議員、理事会等への出席	日額 30,000円
上記のほか法人及び施設業務のための出勤等	日額 20,000円